

令和7年度学校監査の結果に係る措置状況報告

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和7年度学校監査の結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

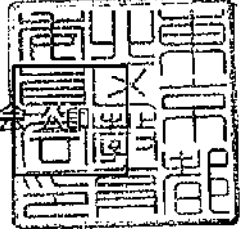
令和8年4月28日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	坂口勝也

7北教教末第1890号
令和8年3月30日

北区監査委員 殿

東京都北区教育委員会 公印



令和7年度学校監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和8年3月26日付7北監第1766号により指摘された事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので報告します。



監査結果に基づき講じた措置

監査結果報告書の種別	令和7年度 学校監査		
監査対象課 監査対象団体	学び未来課		
結果	意見・検討	項番	(1)
監査結果			
<p>区では ICT 教育を推進するため、小中学校および義務教育学校に学習用端末「きたコン」(以下、端末という。)を23,000台調達している(契約件名:教務用 ICT 環境に関する機器等の賃借、契約額:1,815,033,000円、契約期間:令和7年3月1日から令和12年2月28日)。</p> <p>区は、端末の管理については『学習用端末「きたコン」運用指針(教職員用)』で、各校において定期的に管理台帳により台数を確認するよう示している。また、利用者の変更、修理・紛失等があった際には適宜管理台帳を更新することや、毎年6月末を目標に管理台帳の年度更新を完了するよう周知している。しかしながら、監査日時点の児童・教職員・予備の区分毎の台数を確認したところ、その把握ができていない学校があった。</p> <p>これは、管理台帳には集計欄がなく、区分毎の台数や修理・故障等の台数を把握できない様式になっており、また、区は各校が端末台数の確認を定期的に行うよう示しているものの、その具体的な頻度や照合実績を記録する方法等は示していないこと等による。</p> <p>各校にて管理している端末は高額かつ多数に上ることから、その貸与状況や状態について、より慎重かつ正確な管理が求められる。</p> <p>区は、教育現場の負担に配慮しつつ、現行の管理方法の改善を図られたい。</p>			
講じた措置の内容(改善措置を検討中の場合は、その旨を記載)			
<p>これまで学び未来課では、年度末更新の際に管理台帳の配付及び入力について、各校へ依頼してきたが、その後は特に確認をしておらず、年度末に回収及び配付を行っていた。</p> <p>今回の措置状況に関する通知を受けて、管理台帳の内容一部見直し(学校側にとって、台数等の把握がしやすく、入力しやすいもの)を行うとともに、担当課として適宜、入力状況を確認し、必要に応じて学校に対して指導、助言を行うこととする。また ICT 支援員に対しても、保守委託を依頼している業者を通じて管理台帳の作成や端末管理に対して、学校のサポートをするよう依頼する。そして効果検証を行い、効果が不十分であれば、追加の対策を検討する。</p>			